

取手市国民健康保険税条例の改正 1 (案)

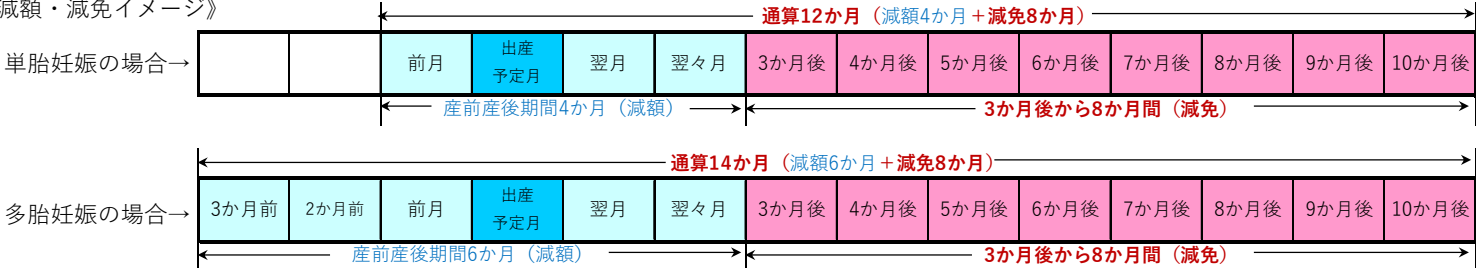
少子高齢化が進み、社会保障の支え手である現役世代の負担増が見込まれる中、特に子育て世代の負担軽減の観点から、**出産被保険者に対する産前産後期間保険税の減免措置の拡充**及び**18歳以下の被保険者に係る被保険者均等割額の減免措置の拡充**を行い、令和6年4月1日から実施するものです。

産前産後

- 【現行】 産前産後期間における所得割額及び被保険者均等割額を減額
- ・ 出産予定月の前月から、出産予定月の翌々月までの4か月間
 - ・ 多胎妊娠の場合、出産予定月の3か月前から、出産予定月の翌々月までの6か月間

【拡充後】 **上記の減額に加え、出産予定月の3か月後から8か月間を減免する**

《減額・減免イメージ》



18歳以下

- 【現行】
- ・第1子(未就学児を除く)：被保険者均等割額を50%減免
※未就学児である第1子は、被保険者均等割額を50%減額（第25条）
 - ・第2子以降：被保険者均等割額を100%減免

- 【拡充後】
- ・ **全員：被保険者均等割額を100%減免**
(未就学児においては、被保険者均等割額を50%減額後の保険税を100%減免)

《未就学児の減額・減免イメージ》

100%

50%減額 (第21条第2項)	減額後の賦課額 100%減免 (改正後第25条)
--------------------	--------------------------------

改正(案)

- ・ 第21条第2項 **※朱書き下線部分を削除**

国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。) **である第1子**がある場合における (中略)
当該納税義務者の世帯に属する未就学児 **である第1子**につき算定した (以下略)。

- ・ 第25条第1項第4号 **※朱書き下線部分を削除**

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある国民健康保険の被保険者 **(未就学児である第1子を除く。)**が属する世帯の者

- ・ 第25条第1項第5号 (現行の第5号「その他特別の事情がある者」については **第6号**に改める)

国民健康保険の出産被保険者 **※新たに規定**

取手市国民健康保険税条例の改正 2 (案)

令和5年12月22日閣議決定の「令和6年度税制改正の大綱」において、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することとされたことに伴い、次の改正を令和6年4月1日から実施するものです（令和6年3月の国会終了後に専決処分にて実施）。

①課税限度額の引上げ

国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を22万円から24万円に引き上げる。

区分	現行	改正後
医療保険分	65万円	現行どおり
<u>後期高齢者支援金分</u>	<u>22万円</u>	<u>24万円</u>
介護納付金分	17万円	現行どおり
合計	<u>104万円</u>	<u>106万円</u>

② 5割軽減・2割軽減の基準額見直し

低所得者に対し被保険者均等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準に関しては被保険者数に乗ずる金額を**29万円から29.5万円**に、2割軽減の基準に関しては被保険者数に乗ずる金額を**53.5万円から54.5万円に引き上げる**。

軽減割合	軽減判定所得	
	現行	改正後
7割	43万円 ^{※1} + 10万円×(給与所得者等の数-1)	43万円+ 10万円×(給与所得者等の数-1)
<u>5割</u>	29万円 ×被保険者数+43万円 + 10万円×(給与所得者等の数-1)	29.5万円 ×被保険者数+43万円 + 10万円×(給与所得者等の数-1)
<u>2割</u>	53.5万円 ×被保険者数+43万円 + 10万円×(給与所得者等の数-1)	54.5万円 ×被保険者数+43万円 + 10万円×(給与所得者等の数-1)

※1 43万円：地方税法第314条の2第2項の規定による基礎控除額